

保医発第0928005号
平成19年9月28日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」(平成18年3月6日保医発第0306008号)により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成19年厚生労働省告示第322号)が公布され、平成19年10月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成19年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

(別表)のⅡの081の(2)中「及びピン(2区分)」を「、ピン(2区分)、シート・メッシュ型(Ⅰ)(1区分)及びシート・メッシュ型(Ⅱ)(1区分)」に、「合計11区分」を「合計13区分」に改め、同081の(3)の⑪の次に次のように加える。

⑫ シート・メッシュ型(Ⅰ)

次のいずれにも該当すること。

- ア 骨片の固定を目的として使用する材料であること。
- イ シート状又はメッシュ状のプレートであること。
- ウ 面積15cm²以上25cm²未満であること。

⑬ シート・メッシュ型（Ⅱ）

次のいずれにも該当すること。

ア 骨片の固定を目的として使用する材料であること。

イ シート状又はメッシュ状のプレートであること。

ウ 面積 25cm^2 以上であること。

（別表）のⅡの117の（2）中「8区分」を「9区分」に改め、同117の（2）の④の次に次のように加える。

- ⑤ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能（ペースメーカーのモードが内因性心室興奮の有無に応じAAI（心房でセンシング及びペーシングを行い、内因性心房興奮を感知した場合にペーシングを抑制するモード。レート応答機能が設定される場合も含む。）とDDD（心房及び心室の両方で、センシング及びペーシングを行い、内因性心房興奮及び心室興奮の有無によりペーシングの抑制もしくは同期を行うモード。レート応答機能が設定される場合も含む。）の間を自動変換することにより、不必要な心室ペーシングを抑止する機能をいう。以下同じ。）の有無

（別表）のⅡの117の（3）の⑧を⑨とし、⑦の次に次のように加える。

⑧ デュアルチャンバ（V型）

次のいずれにも該当すること。

ア デュアルチャンバ型であること。

イ レート応答機能及び上室性頻拍抑止機能を有するものであること。

ウ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有するものであること。

（別表）のⅡの117の（3）の④ウ、⑦ウ及び⑨ウの次に次のように加える。

エ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有さないものであること。

（別表）のⅡの117の（3）の⑤エ及び⑥エの次に次のように加える。

オ 房室伝導監視型心室ペーシング抑止機能を有さないものであること。

（別表）のⅡの152の次に次のように加える。

153 カプセル型内視鏡

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(25)医療用鏡」であって、一般的名称が「カプセル型撮像及び追跡装置」であること。
- (2) 小腸疾患の診断を行うために小腸粘膜の撮影を行い、画像を提供することができ、飲み込み式の内視鏡カプセルであること。